

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2020年 7月 31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府木津川市相楽大徳50番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 磯矢硝子工業株式会社 代表取締役社長 小笠原 務					
主たる業種	ガラス容器製造				細分類番号	2 1 1 4	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成 29年4月から平成 32年3月まで						
基本方針	高効率生産で資源保護。 全員参加の環境マネジメントシステムの構築。						
計画を推進するための体制	社長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,681.0 トン	11,968.9 トン	12,435.4 トン	12,122.3 トン	4.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,802.8 トン	11,968.9 トン	12,435.4 トン	12,122.3 トン	3.2 パーセント	
	実績に対する自己評価 生産t数の増加により排出量は増えたが原単位は良化している。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	事務所・工場	事業活動に伴う排出の量 (生産t数/10)	9.06	8.36	9.76	10.52	5.37 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価 溶解炉も末期に差し掛かってきており、それに伴い生産量の低下が急激に進んだため原単位が悪化したと考える。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		25.0 パーセント	25.0 パーセント	37.0 パーセント	37.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	溶解炉の適正な温度管理、及び工場機器の適正な運転管理に努める。					
	(30) 年度	溶解炉の適正な温度管理、及び工場機器の適正な運転管理に努める。					
	(31) 年度	溶解炉の適正な温度管理、及び工場機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	個々の通勤経路と通勤時間、勤務形態を考慮し面談の上決定する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤に要する時間が増えた者もいるが、企業としては仕方なし。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ガラス原料中のカレット比率を増加させることによりエネルギーの使用量を減らし温室効果ガスの排出量を減らす。 茶色生産時は100%を達成。白、黒生産時は70%を目標とする。						
特記事項	2020年12月末より約2ヶ月にわたり、約10年に一度の定期冷修工事を実施し、溶解炉及びその他の付帯設備等の更新により原単位の改善を図る予定であったが、新型コロナウイルスの影響により約1年以上の延期が決定された。 これにより更なる劣化が進み原単位の悪化が予想される。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。